

○さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例

平成13年5月1日

条例第114号

改正 平成23年5月16日条例第16号

(設置)

第1条 この条例は、さいたま市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の通学区域を審議するため、市教育委員会（以下「委員会」という。）にさいたま市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、委員会の諮問に応じ、小・中学校の通学区域に関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要のつど、委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 小・中学校長
- (3) 小・中学校PTAの役員
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、特に必要と認める場合は、議事に関係ある者を会議に出席させることができる。  
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、委員会学校教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月16日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(市議会の議員として委員の職にある者の特例)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。